

秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業

使用収益開始ガイドブック ～仮換地又は保留地の管理に必要な手続き～



あきる野市都市整備部区画整理推進室

はじめに

このたび、あきる野市では、秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内における仮換地の使用収益開始、または保留地の使用にあたり、地権者の皆様が土地活用等（建築又は売買など）を検討される際の手引きとなるよう『秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業 使用収益開始ガイドブック』を作成いたしました。内容をご確認の上ご活用ください。

また、売買により土地を譲渡される場合は、相手様にもこのガイドブックをお渡しいただき、当地区のまちづくりについて、ご理解いただけますようお願いいたします。

本書は仮換地の使用収益開始、又は保留地の使用にかかる必要事項を取りまとめていますが、個々の詳細につきましては、関係する機関等の窓口へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

あきる野市都市整備部区画整理推進室

この使用収益ガイドブックは、土地区画整理事業の進捗に応じて、適宜、改訂をしていきたいと考えております。内容等につきまして、お気づきの点がございましたら下記担当までご連絡下さい。

区画整理推進室(引田相談事務所)

042-518-2922

目 次

第1章 仮換地等の内容

- (1) 仮換地について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (2) 仮換地指定通知について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (3) 仮換地指定の効果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (4) 保留地について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 土地の引き渡しと管理

- (1) 土地の引き渡しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (2) 土地の管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (3) 擁壁等の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (4) 従前の土地使用契約について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (5) 仮換地に対する課税について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- (6) 前面道路の掘削について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- (7) 電柱の建柱について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- (8) 特殊道路（歩行者専用道路）沿いの宅地利用について・・・・・・・・・・7
- (9) 道路・公園の管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- (10) 用途地域及び地区計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第3章 建築等の各種手続き

- (1) 仮換地証明書の発行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- (2) 建築行為等の各種手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
 - (2)-① 土地区画整理法第76条の規定に基づく許可申請について・・・・・9
 - (2)-② 地区計画の区域内における行為の届出について・・・・・・・・・・10
 - (2)-③ 誘導容積型地区計画の認定申請について・・・・・・・・・・・・・10
- (3) 換地処分までの間の住所などの表示について・・・・・・・・・・・・・13
- (4) 供給処理施設の使用と管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第4章 使用収益開始後の事業の流れ

- (1) 使用収益開始後の事業の流れについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- (2) 仮換地又は保留地の換地処分後の区画整理登記について・・・・・・・・・・15

第5章 このような時にご相談ください

- (1) 仮換地又は保留地の売買等による権利の変動について・・・・・・・・・・16
- (2) 相続の発生について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- (3) 仮換地又は保留地の分割について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- (4) あきる野市宅地開発等指導要領について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第6章 生活インフォメーション

- (1) 町内会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- (2) ごみの収集について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- (3) インターネット、ケーブルテレビの敷設について・・・・・・・・・・・・・18
- (4) 最寄りの公共公益機関について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第1章 仮換地等の内容

(1) 仮換地について

土地区画整理事業では、公共施設（道路や公園）の整備や生活に必要なインフラ（水道・ガス・下水道）及び宅地の造成工事等を行い、皆様の土地は位置、地積、形状を変えて再配置されます。

仮換地とは、従前の土地にかわり、換地処分公告がある日（事業収束時）まで、使用収益することができる土地として施行者（あきる野市）が指定した土地のことをいいます。

この土地は、換地処分公告があった日の翌日から、従前の宅地に代わるべき土地となり、登記されます。

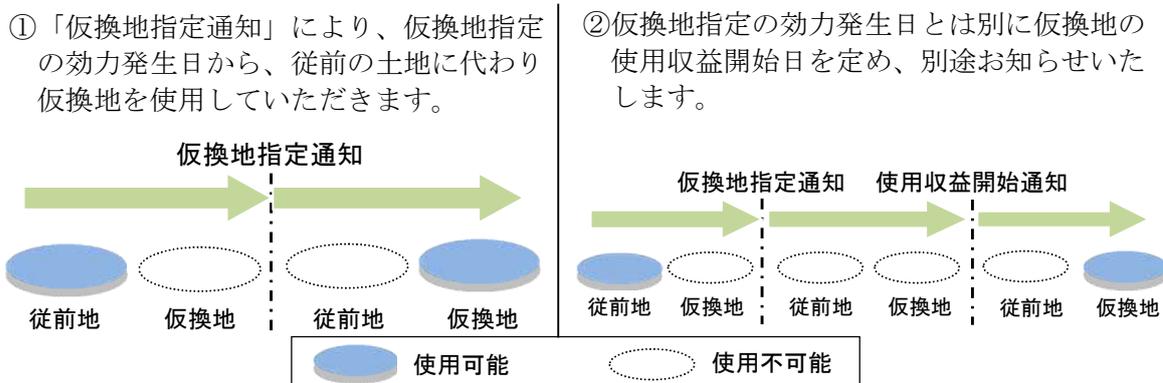
換地処分については、事業収束時にご案内いたします。

(2) 仮換地指定通知について

「仮換地指定通知」は、地権者の皆様が現在所有等されている従前の土地にかわり、お使いいただく土地として、施行者（あきる野市）が仮換地の位置、地積、形状及び仮換地指定の効力発生日を地権者の皆様にお知らせするものです。

(3) 仮換地指定の効果について

仮換地指定の効果は、1号指定（以下①）と5号指定（以下②）により、使用収益開始までの流れも異なります。



仮換地指定通知を受けた方で、従前の土地の使用についてのご質問がある場合は、あきる野市引田相談事務所（19頁参照）にお尋ね下さい。

その他ご不明な点につきましても、あきる野市引田相談事務所（19頁参照）にお尋ね下さい。

【ご注意】 仮換地指定通知は再発行できませんので大切に保管してください

(4) 保留地について

保留地（予定地を含む。以下同じ。）とは、事業の施行に必要な事業に充当するため、売却等を目的として減歩の中から生み出した土地をいいます。事業の進捗に合わせて売却等を進めていきます。

保留地の譲渡は、買主に使用収益権を与えると同時に、換地処分がなされ、施行者が所有権を取得することを停止条件とする保留地予定地の譲渡契約であるとされています。

保留地は換地処分により施行者（あきる野市）が取得しますが、速やかに保留地の譲渡契約に基づき、所有権移転登記を行います。なお、保留地の所有権移転登記にかかる費用は、所有者の負担となります。

第2章 土地の引き渡しと管理

(1) 土地の引き渡しについて

第1章(3)による仮換地の使用収益が開始され、かつ、土地の引き渡しを受けて、仮換地を使用（建築着工等）することができます。「引き渡し」は、現地にお越し頂き、辺長、杭の位置、インフラの位置等を図面と確認いただく作業です。仮換地の造成工事が完了し次第、順次ご案内いたします。

(2) 土地の管理について

使用収益が開始し、引き渡しを受けた仮換地又は保留地は、従前の土地と同様に地権者ご自身で管理していただくことになります。

土地の境界には、境界標（**コンクリート杭又はプレート**）が設置されています。道路との境界標は**あきる野市**が管理しますが、民有地間の境界杭は設置されている**宅地の所有者**に管理していただきます。

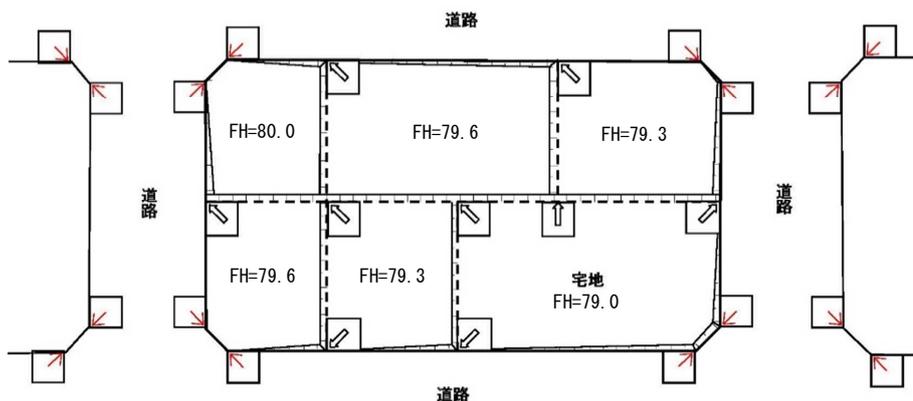
仮換地を管理する上で大切な境界標ですので、大切に管理してください。

境界標（杭）埋設例

道路境界杭またはプレート



民々境界杭



◆埋標位置の決め方

- ・ 民民境界（民有地間の境界）・・・原則、低い宅地側に埋標します。
- ・ 官民境界（道路等公共用地と民有地の境界）・・・原則、道路側に埋標します。

※FHは地盤高を指します

(3) 擁壁等の設置について

各宅地の地盤高は、地区全体の造成計画に基づき定められています。隣り合う宅地と高低差が生じている箇所があります。ここに擁壁等を設置する場合は、所有者の管理で設置していただきます（原則は高い側の敷地内に設置します）。なお、地盤高の変更や擁壁等の設置には、土地区画整理法 76 条の許可申請が必要となる場合がございますので、ご注意ください。

(4) 従前の土地使用契約について

従前の土地の借用をお願いした際に契約した「土地使用契約書」、「損失補償契約書」に基づき、あきる野市が支払いをしている土地に対する使用料は、仮換地の使用収益開始日をもって支払いを終了します。

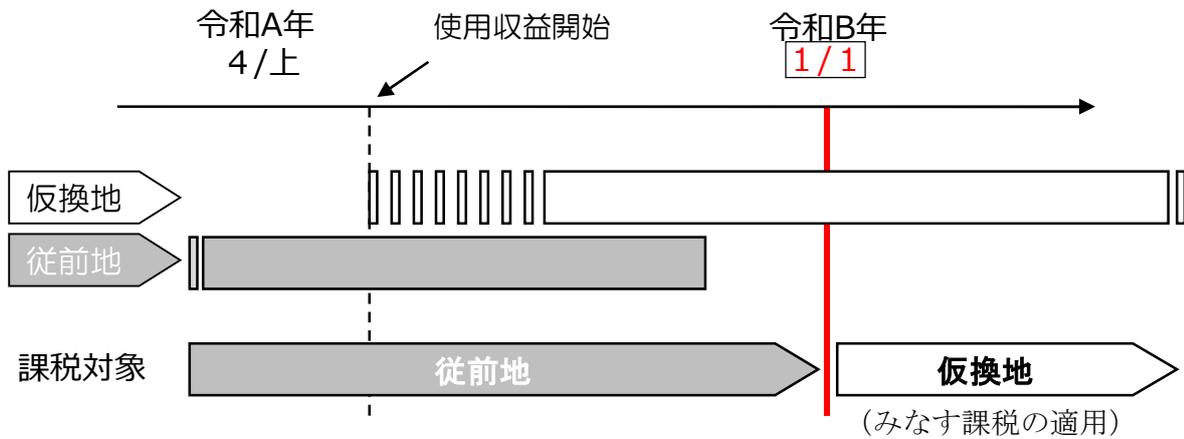
(5) **仮換地に対する課税について**

使用収益が開始された仮換地及び保留地は、従前地に代わって固定資産税、都市計画税が課税されることとなります。

詳細につきましてはあきる野市引田相談事務所（19頁参照）にご相談下さい。

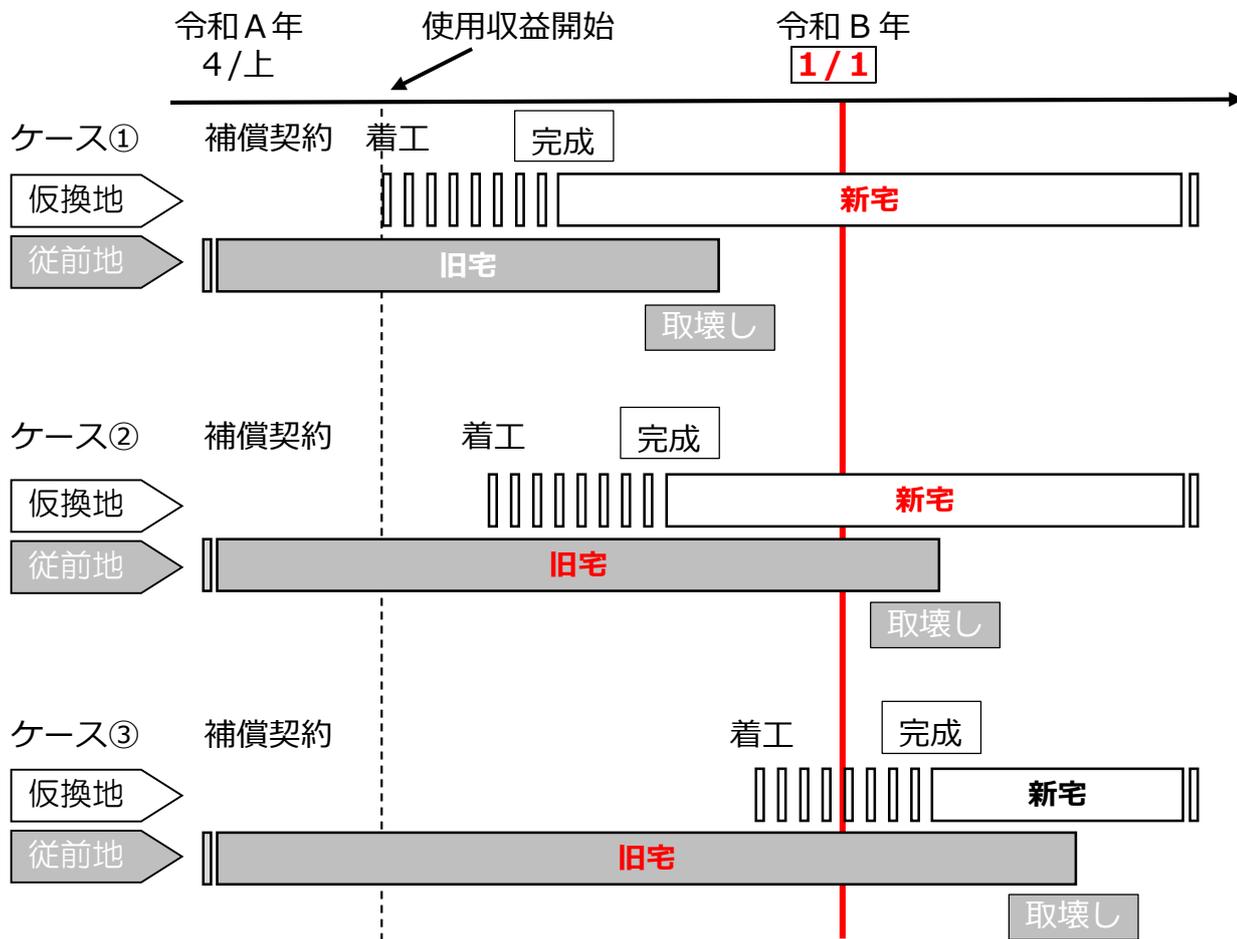
①**土地について**（※みなす課税の適用）

使用収益が開始された日から換地処分が行われるまでの間、仮換地に対応する従前地の土地所有者を仮換地先の土地所有者とみなし、仮換地を評価の対象として固定資産税を課します。



②建物について

建物については、着工と完成の時期により、新しい建物に対する課税の考え方が異なります。



固定資産税の課税（令和B年度）

ケース①	・旧宅 課税対象外	・新宅 <u>課税</u>
ケース②	・旧宅 <u>課税</u>	・新宅 <u>課税</u>
ケース③	・旧宅 <u>課税</u>	・新宅 課税対象外

○留意点

取壊し・完成に関しては、以下の定義がございますので、十分にご留意ください。

- 取壊し日**の判断 「定着性（土地に定着）」「外気分断性（屋根・壁等）」「用途性（居住等に供し得る）」が欠ける状態となった日。
例）風雨をしのぎ得ない状態となった日。
- 完成日**の判断 「表題登記」に記載されている「新築年月日」。
注）「新築年月日」が令和B年（ケース③）であっても、令和A年内に居住等に供した場合には、令和B年度の課税の対象となりますのでご注意ください。

(6) 前面道路の掘削について

歩道の切下げ・供給処理施設の引き込みは、権利者の皆様からの事前ヒアリングに基づき設置していますが、新たに歩道の切下げ、汚水ます等を整備される場合は自費による設置となります。その際に前面道路を掘削する場合は協議が必要となりますので、あきる野市引田相談事務所（19 頁参照）にご相談ください。

(7) 電柱等の建柱について

武蔵引田駅北口地区では、まちづくりの観点及び道路の機能確保のため電柱は原則宅地内への設置となっています。

配線の方法等により支柱又は支線の設置が必要となる場合があります。その設置及び建柱にあたっては、東京電力パワーグリッド(株)又はNTT東日本(株)より別途連絡があります。

(8) 特殊道路（歩行者専用道路）沿いの宅地利用について

特殊道路（歩行者専用道路）は、人と自転車が安全で快適に通行できる空間とするため、自動車・バイク（自動二輪車、原付自転車）等は通行できません。



(9) 道路・公園の管理について

本事業によって整備する道路・公園については、事業完了後あきる野市の管理となります。

(10) 用途地域及び地区計画について

当地区には、都市計画法に基づく用途地域及び地区計画が定められています。（制限条例の告示 令和3年3月25日）

用途地域に関しましては、次頁の「用途地域図」をご確認ください。

地区計画に関しましては、あきる野市都市計画課(19 頁参照) 又はあきる野市引田相談事務所(19 頁参照)でご説明いたしますので、お越しくください。

また、市ホームページでも掲載しておりますので、併せてご確認ください。

第3章 建築等の各種手続き

(1) 仮換地証明書の発行について

建物の表示登記を行う場合や、金融機関等から融資を受ける際には、仮換地証明書（底地証明図を含む）が必要となります。証明書はあきる野市区画整理推進室（引田相談事務所）にて発行しますので必要に応じて申請してください。また、申請にあたっては、仮換地の内容を確認の上、お越しく下さい。

なお、代理人が申請する場合は、代理人の身分が分かるもの及び権利者の署名が必要となります。

※証明書は申請後、交付まで約1週間を要しますので、余裕を持って申請してください。

(2) 建築行為等の各種手続きについて

皆様が武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内で建築物を建てようとする場合、建築確認申請の他に、①土地区画整理法第76条の規定に基づく許可申請、②地区計画の区域内における行為の届出、③誘導容積型地区計画の認定申請が必要になります。

建築物の工事にあたっては、必ず事前に設計する工務店や建築事務所等と一緒に、あきる野市区画整理推進室（引田相談事務所）までご相談にお越しく下さい。

提出の手順・期間と申請書類等は「建築行為等の各種手続き」（11頁参照）をご覧ください。ご不明な点があれば各窓口へお問い合わせください。

(2)-① 土地区画整理法第76条の規定に基づく許可申請について

土地区画整理事業が行われている区域においては、換地処分公告がある日までの期間、建物などを建築しようとする場合は、土地区画整理法第76条の規定に基づく許可が必要となります。「土地区画整理法第76条の規定に基づく許可申請書」に必要事項を記入の上、必要な図書を添付してあきる野市区画整理推進室（引田相談事務所）へご提出ください。

※建築確認申請等を行うために、「許可書」の写しが必要になります。

【対象となる行為】

- ・建築物や工作物（ブロック塀、駐車場等）の新築、改築又は増築
- ・土地の形質の変更（切土・盛土や宅地への土地利用転換など）
- ・重量5tを超える移動の容易ではない物件の設置もしくは堆積

窓口：あきる野市 都市整備部 区画整理推進室（引田相談事務所）
あきる野市伊奈 652 番 3
TEL 042-518-2922

(2)-② 地区計画の区域内における行為の届出について

武蔵引田駅北口土地区画整理事業の区域は、「武蔵引田駅周辺地区地区計画」が定められております。地区計画に定められたまちづくりのルールを守るため、皆様が建物などを建築する場合は、建築確認申請に先立ち、その設計内容などについて あきる野市都市計画課へお届出ください。

地区計画の詳細はあきる野市都市計画課までお問合せください。

※建築確認申請等を行うために、「適合通知書」の写しが必要になります。

※土地の区画形質の変更や建築物などの用途変更も許可が必要な場合があります。

窓口：あきる野市 都市整備部 都市計画課
あきる野市二宮 350 番地 あきる野市役所3階
TEL 042-558-1111 (内線 2711、2712、2713)

(2)-③ 誘導容積型地区計画の認定申請について

誘導容積型地区計画とは、道路等の公共施設が整備途中の場合に、暫定的な低い方の容積率「暫定容積率」と公共施設が整備された最終的な高い方の容積率「目標容積率」の 2段階の容積率を定め、道路等の整備が進んで、皆様が建築物を建築する際に、交通上、安全上、防災上及び衛生上問題ないと認められてはじめて、高い方の容積率「目標容積率」まで使用可能となるものです。

皆様の建築計画が低い方の容積率「暫定容積率」以下であれば、認定申請の必要はありませんが、高い方の容積率「目標容積率」までの建築をする場合は、東京都多摩建築事務所建築指導第三課へご申請ください。

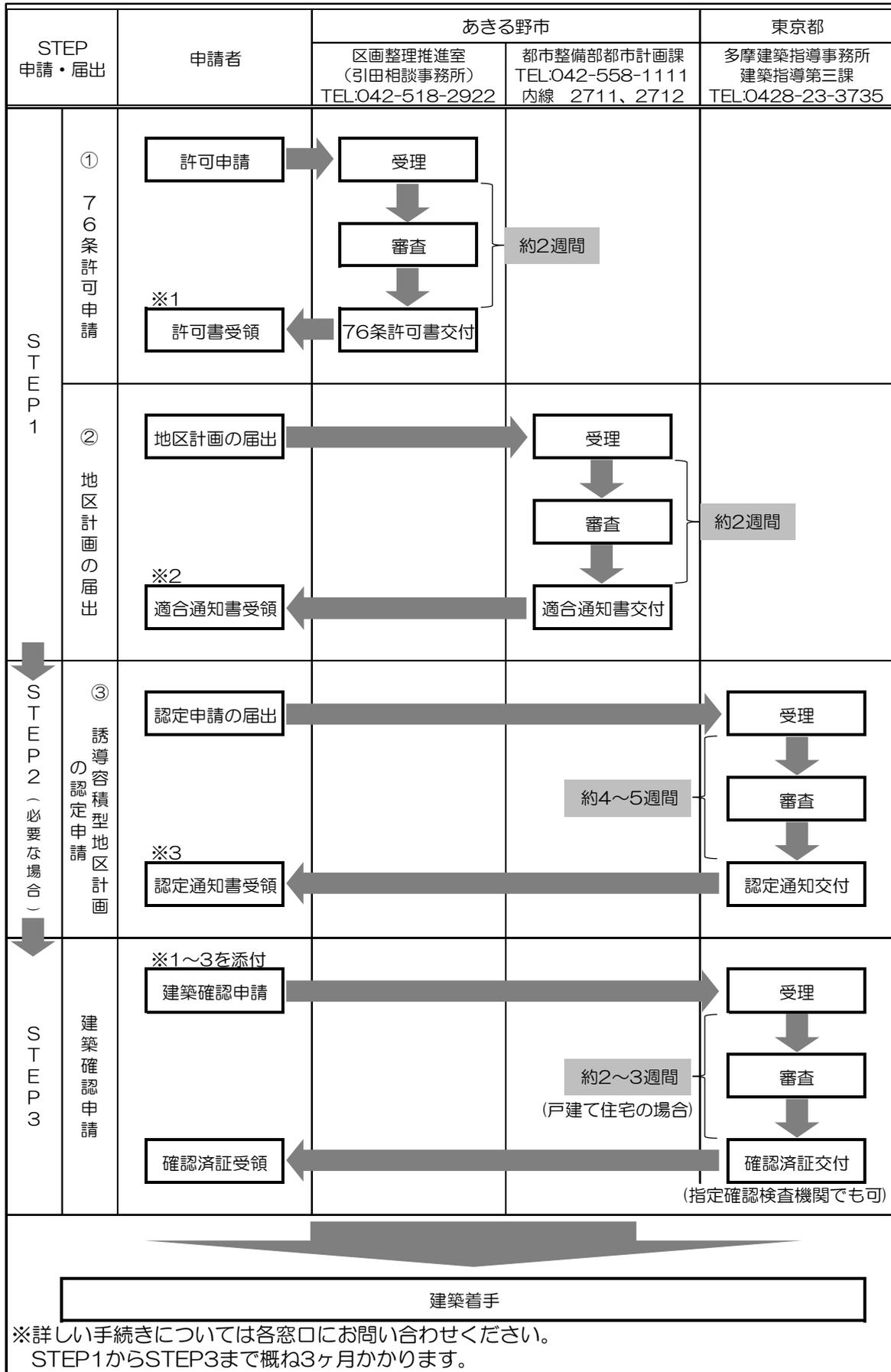
例) 現在の容積率は全域 80%ですが(低い方の容積率)、令和3年の用途変更及び地区計画の変更により、道路等が整備された後の容積率は 100%以上になります(高い方の容積率)。

※認定を受けた後、建築計画の変更(床面積の変更等)をするときは、原則として、再度認定申請が必要となります。

※建築確認申請等を行うために、「認定通知書」の写しが必要になります。

窓口：東京都 多摩建築指導事務所 建築指導第三課
青梅市河辺町 6-4-1 青梅合同庁舎3階
TEL 0428-23-3735

建築行為等の各種手続き



申請書類一覧

1. 76条許可申請（土地区画整理法第76条第1項）

●申請図書一式（正副2部）

届出先：あきる野市都市整備部区画整理推進室

許可申請書	立面図
建築確認申請書の副本	断面図
案内図	仮換地図及び建築の面積の根拠を示す資料
配置図	誓約書
各階平面図	その他確認に必要な資料

※その他確認に必要な資料は窓口に確認してください。

2. 地区計画の届出（都市計画法第58条の2）

●届出図書一式（正副2部）

届出先：あきる野市都市整備部都市計画課

地区計画の区域内における行為の届出書	平面図
案内図	立面図
配置図	その他確認に必要な資料 （敷地求積図、建物求積図等、 仮換地図及び建築の面積の根拠を示す資料）

※その他確認に必要な資料は窓口に確認してください。

3. 誘導容積型地区計画の認定申請（建築基準法第68条の4）

●申請図書一式（正副2部）

届出先：東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課

認定申請書	76条の許可書の写し ※1
案内図	地区計画区域内における行為の届出に関する 適合通知書の写し ※2
配置図	仮換地指定通知書の写し 仮換地図面等を含む
各階平面図	建築確認申請書（第一～六面）の写し
各方向立面図	手数料（¥28,000）
断面図	委任状

4. 建築確認申請（建築基準法第6条）

●申請図書一式（正副2部）

届出先：東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課

建築確認申請書	76条の許可書の写し ※1
各種図面	地区計画区域内における行為の届出に関する 適合通知書の写し ※2
建築計画概要書	誘導容積型地区計画の認定通知書の写し ※3
工事着手届	手数料（延べ面積による）
	委任状

※1,2,3 は各申請後に受領したものです。

※指定確認検査機関でも申請可能です。

(4) 供給処理施設の使用と管理について

当事業では、ガス、上水道、下水道（汚水・雨水）の供給処理施設（本管）が設置されます。これらを使用するにあたり、宅地内への配管工事が必要となる場合は、各事業者の指定工事店が工事を行うこととなりますので、地権者の皆様で手続きを行ってください。

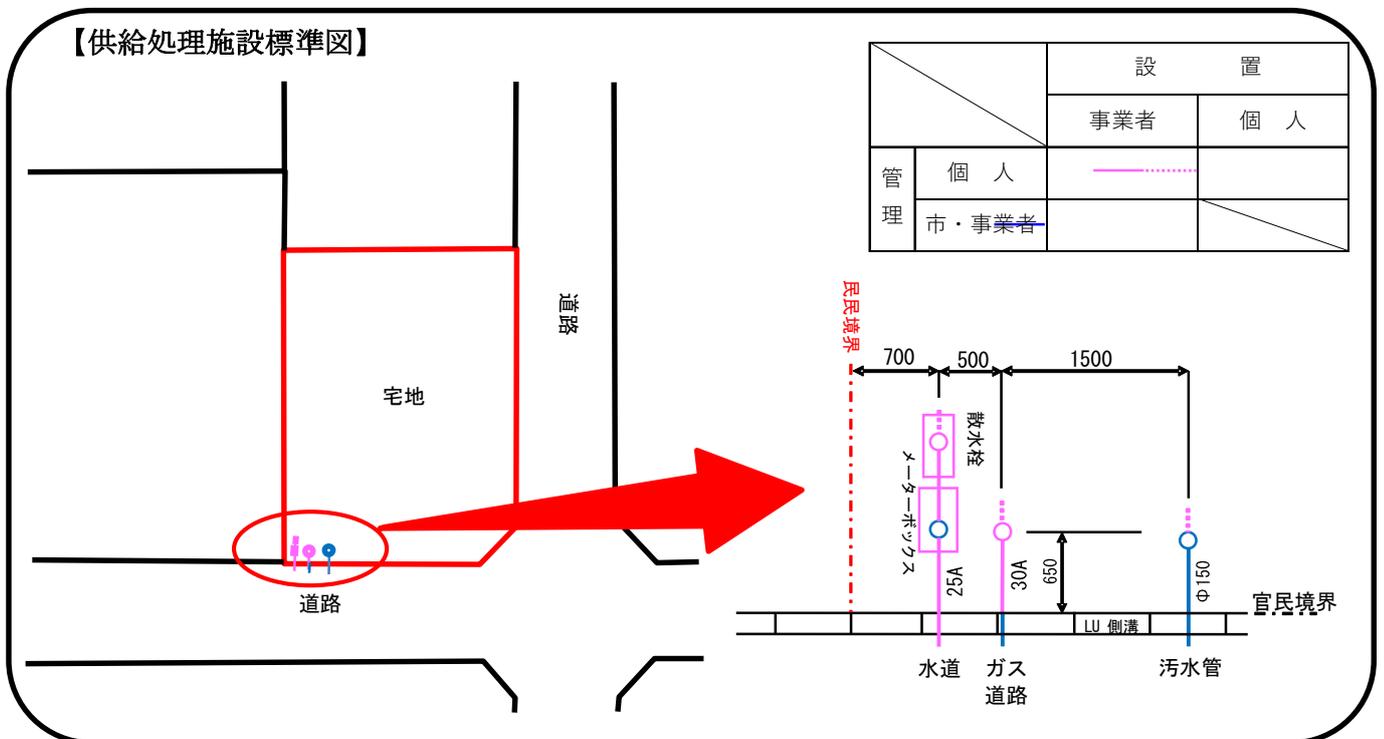
また、仮換地の引渡以降、これらの供給処理施設の一部については地権者の皆様の管理となります。

取出しの追加や増径（管径の増大）を行いたい場合は、個人でご対応いただきます。

【維持管理区分及びご相談先】

	維持管理区分	ご相談先
ガス	<ul style="list-style-type: none"> 道路部分の取付管は武陽ガス㈱の管理となります。 宅地内の取付管は個人管理となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 宅地内配管等については武陽ガス㈱（19頁参照）にご相談下さい。
水道	<ul style="list-style-type: none"> 水道本管は東京都水道局の管理となります。 取付管以降の宅地内水道管については個人管理となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 宅地内配管等については東京都指定給水装置工事業者にご相談下さい。
汚水	<ul style="list-style-type: none"> 汚水本管から敷地内に設置してある公共汚水柵まではあきる野市の管理となります。 公共汚水柵から先の宅地内排水設備については個人管理となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 宅地内排水設備及び公共汚水柵への接続についてはあきる野市指定下水道工事店にご相談下さい。

【ご注意】宅地内の配管工事費及び使用に伴う諸費用等は各自の負担となります。

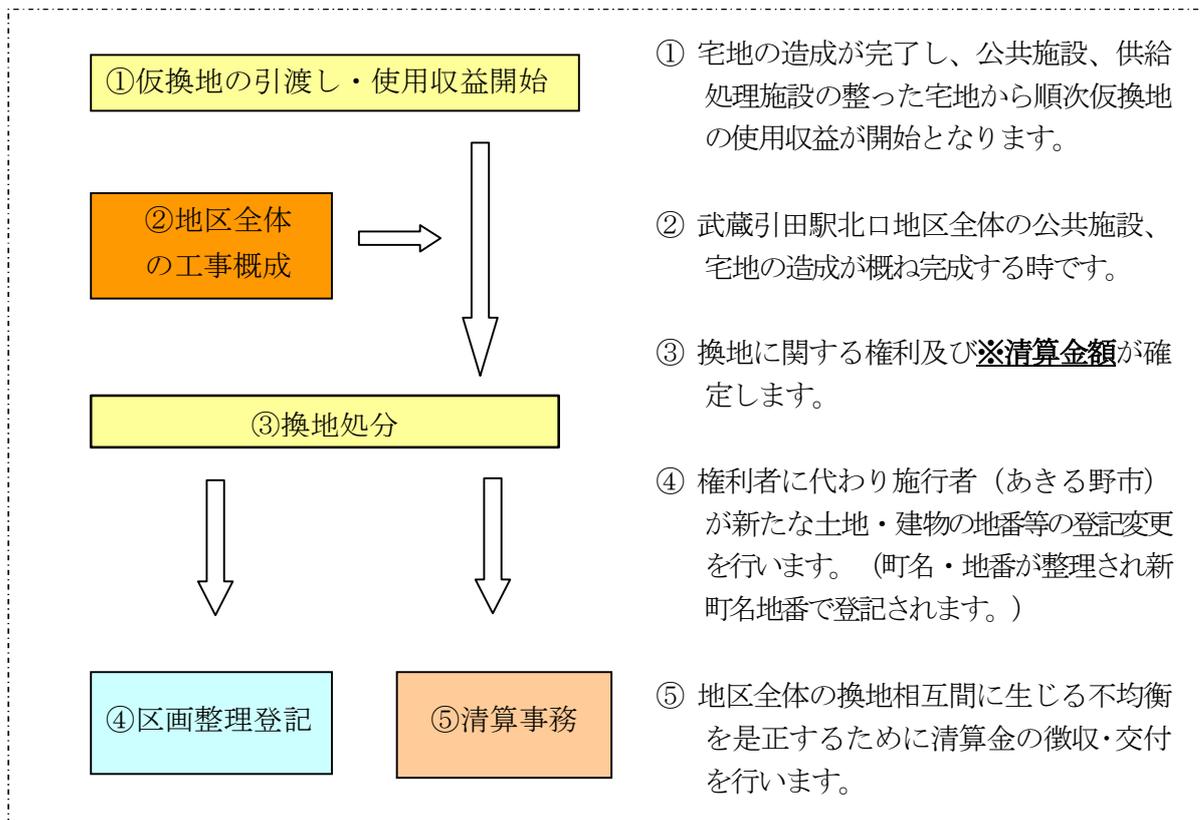


※電線共同溝が整備される道路に面している画地は、上記のほか、電線共同溝からの引込み施設が設置されることとなります。

第4章 使用収益開始後の事業の流れ

(1) 使用収益開始後の事業の流れについて

仮換地の使用収益を開始することになった時点においては、まだ法務局の登記内容を変更いたしません。使用収益開始後の事業の流れは以下のとおりです。



※清算金とは？

換地計画において、さまざまな理由から、計算上と実際の換地地積に過不足が生じることがあります。この場合に生じた不均衡は金銭で補うこととなります。この金銭を**清算金**といい、交付される場合と徴収される場合があります。

清算金は、地価公示価格、固定資産税評価額、相続税財産評価額、鑑定評価額などを参考に単価を算出し、評価員に諮り決定されます。また、清算金は換地処分の公告の翌日に確定します。

(2) 仮換地又は保留地の換地処分後の区画整理登記について

仮換地は、施行者（あきる野市）が登記権利者に代わり、一括して登記を行います。保留地は換地処分により施行者（あきる野市）が取得しますが、速やかに保留地の譲渡契約に基づき、所有権移転登記を行います。なお、保留地の所有権移転登記にかかる費用は、所有者の負担となります。

第5章 このような時にご相談ください

(1) 仮換地又は保留地の売買等による権利の変動について

・仮換地については、事業を円滑に施行するため、事業期間中の土地の権利関係を把握しておく必要がありますので、①土地所有者の住所や氏名の変更、②所有権・借地権の変動（売買・相続等）、③土地の分筆・合筆等については、事前にあきる野市引田相談事務所（19頁参照）へご連絡、ご相談ください。

・保留地については、施行者（あきる野市）に管理権があり、保留地台帳により所有者を管理しています。権利変動の申告がない場合、固定資産税などの課税や所有権移転登記等の各種業務に支障をきたすこととなりますので必ずご連絡下さい。

(2) 相続の発生について

相続が発生し、相続登記が未了の間、その相続人から代表者をおひとり選んであきる野市引田相談事務所（19頁参照）に届け出てください。

(3) 仮換地又は保留地の分割について

仮換地を分割するには、その仮換地に対応する従前の土地の分筆が必要な場合があります。造成工事等により従前の土地の確認ができない場合は、当事務所が管理しているデータを基に地積測量図を作成していただくことになります。特に仮換地を分割して一部を売却や名義変更する場合は、必ず分筆が必要です。（次頁をご覧ください）

保留地を分割するには、土地の引渡し時にお渡しした確定測量図を元に分割することになります。事前にあきる野市引田相談事務所へご連絡、ご相談ください。

仮換地の分割ならびに従前地の分筆についての手続きは以下（次頁）のようになります。

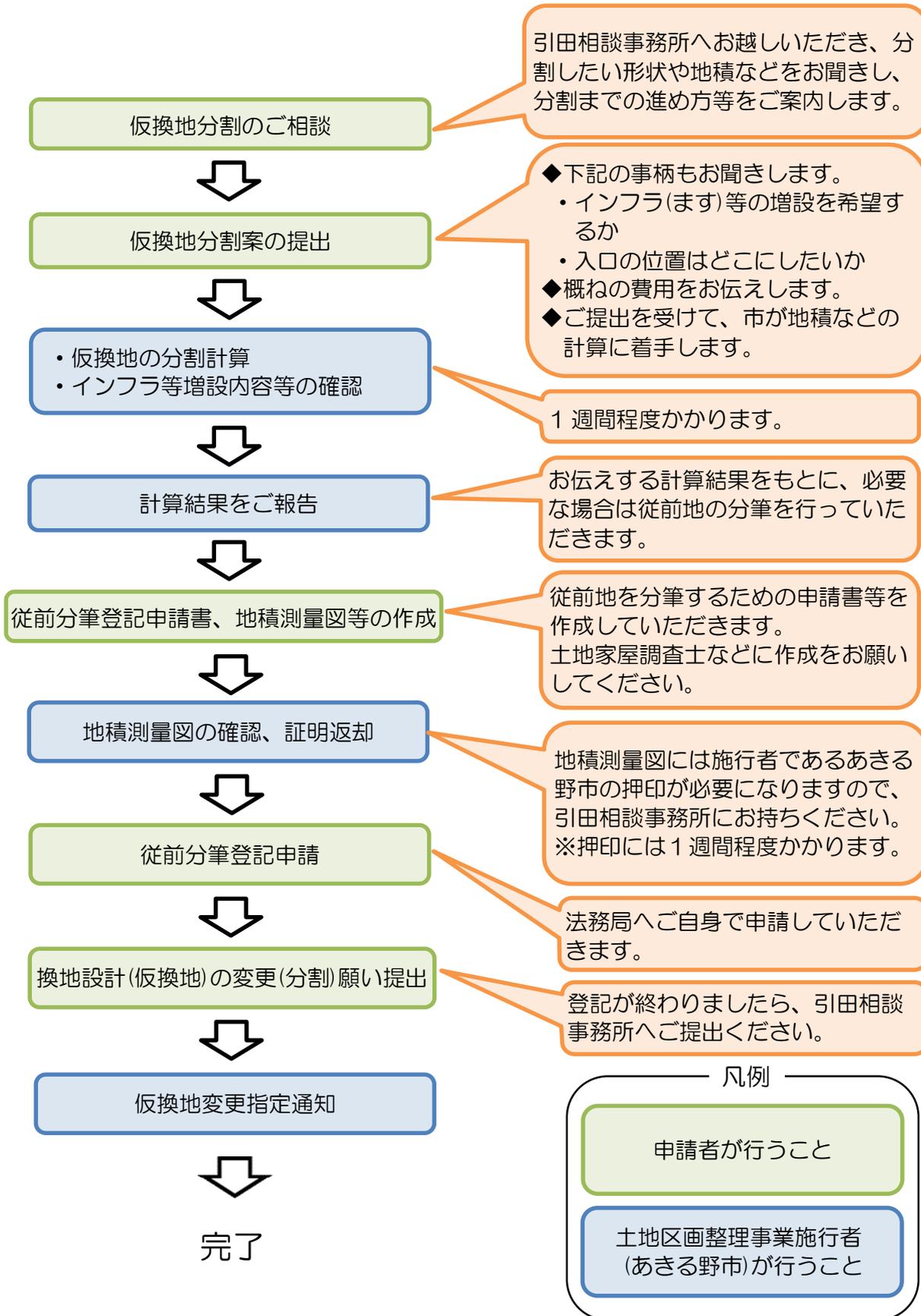
なお、地区計画により最低敷地面積が定められていますのでご注意ください。

(4) あきる野市宅地開発等指導要綱について

区画形質の変更や一定規模以上の建築物を建築する場合は、あきる野市宅地開発等指導要綱の手続きが必要な場合がありますので、事前にあきる野市都市計画課指導係（19頁参照）へご相談ください。

ただし、個人が自己の居住の用に供する目的で行う住宅は適用しません。

仮換地を分割する手順



第6章 生活インフォメーション

(1) 町内会について

あきる野市引田には「下引田」町内会があります。

今後の区画整理事業により、町内会の区域等が変更になることもあるため、事業完了までの間、仮換地先の土地がどの町会に該当するかは、あきる野市総務部地域防災課地域振興係（19頁参照）にお問い合わせください。

(2) ごみの収集について

あきる野市引田地区では、収集員が一軒一軒戸別で回り、ごみを収集いたします。

一戸建て住宅のごみを出す場所は、道路に面した敷地内とし、原則収集員が民有地に立ち入らずに手が届く範囲といたします。

ごみ出しの場所は敷地の接道状態によって異なりますので、詳細については、あきる野市ホームページをご確認ください。

集合住宅については、敷地内に決められた「ごみを出す場所」がありますので、詳しくは、所有者、管理会社などにご確認ください。

ごみは、収集日当日の朝8時までに出して下さい。

ごみの収集に関する詳細については、あきる野市環境経済部生活環境課清掃・リサイクル係（19頁参照）へお問い合わせください。

(3) インターネット、ケーブルテレビの敷設について

インターネット、ケーブルテレビの敷設につきましては、個別にお申し込み下さい。

(4) 最寄りの公共公益機関について

◎あきる野市都市整備部区画整理推進室（引田相談事務所）

〒190-0142 あきる野市伊奈 652 番 3
TEL:042-518-2922

○主な問い合わせ先(あきる野市役所) TEL:042-558-1111（代表）

問い合わせ内容	機関名	連絡先（内線）
就学校・通学区域について	教育部 教育総務課 学務係	2912
町内会について	総務部 地域防災課 地域振興係	2341
ごみの収集について	環境経済部 生活環境課 清掃・リサイクル係	2511
住民登録等について	市民部 市民課 市民窓口係	2413
固定資産税・都市計画税について	市民部 課税課 土地資産税係	2435
	市民部 課税課 家屋資産税係	2437
用途地域について	都市整備部 都市計画課 計画係	2711・2712
地区計画について	都市整備部 都市計画課 指導係	2713
下水道の使用開始・料金について	都市整備部 管理課 下水道係	2754
建築行為等について	（別紙 P9～P12 をご確認ください）	

○主な問い合わせ先(あきる野市役所以外)

問い合わせ内容	機関名	連絡先
建築行為等について	多摩建築指導事務所 建築指導第三課 指導第二担当	0428-23-3735
電話の新設、移設等について	NTT 東日本(株)	116
水道の使用開始・料金について	東京都水道局多摩お客さまセンター	0570-091-100
電気の使用開始・料金について	東京電力エナジーパートナー(株)	0120-995-551
ガスの使用開始・料金について	武陽ガス(株)	042-551-1621
ケーブルテレビについて	JCOM 八王子・日野	0120-989-970

○その他関係機関

機関名	連絡先
秋川消防署	042-595-0119
福生警察署	042-551-0110
五日市警察署	042-595-0110
あきる野郵便局	0570-943-389

以上、ご不明の点がございましたら、「あきる野市引田相談事務所」までお問い合わせください。



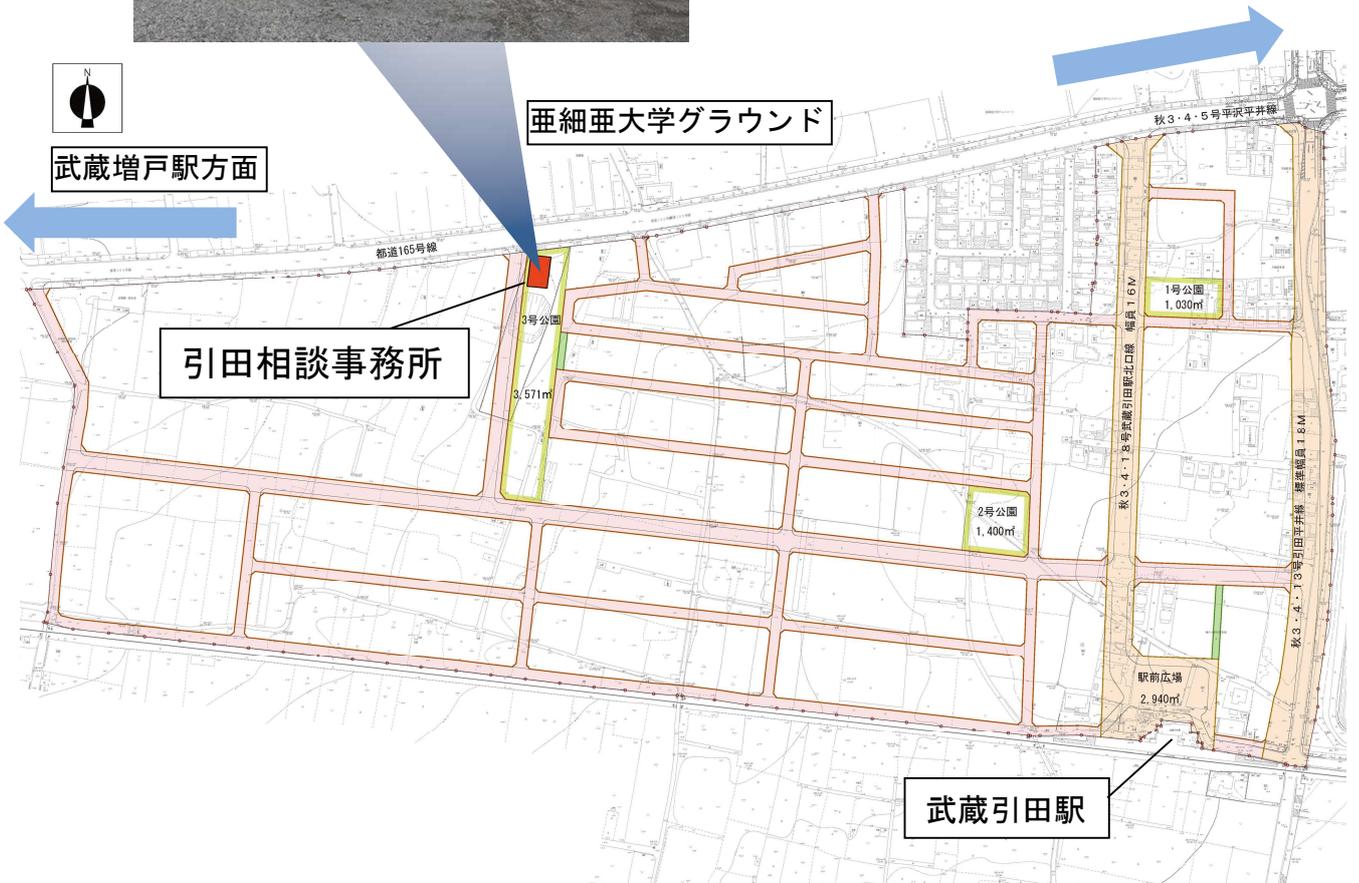
イオンモール日の出方面



武蔵増戸駅方面

亜細亜大学グラウンド

引田相談事務所



気軽に来てね!



森っこサンちゃん

秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業

使用収益開始ガイドブック

～仮換地又は保留地の管理に必要な手続き～

2021年7月 vol.1

作成 あきる野市都市整備部区画整理推進室